

○和歌山県屋外広告物条例第 6 条第 2 項第 8 号に規定する知事が指定する広告物等の指定

令和 2 年 1 月 7 日告示第 17 号

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号。以下「条例」という。)第 6 条第 2 項第 8 号の規定に基づき知事が指定する広告物又はこれを掲出する物件(以下「広告物等」という。)を次のように指定し、平成 9 年和歌山県告示第 1065 号(和歌山県屋外広告物条例第 6 条第 2 項第 8 号の規定に基づく知事が指定する広告物又はこれを掲出する物件の指定)は、廃止する。

- 1 和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和 59 年和歌山県規則第 85 号)第 11 条に規定する基準に適合する広告物等
- 2 条例の規定又は条例の規定による許可等に付した条件に違反している旨を表示する広告物等

○和歌山県屋外広告物条例第 6 条第 4 項第 1 号の規定に基づく知事が指定する広告物の指定

平成 9 年 11 月 28 日告示第 1066 号

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 6 条第 4 項第 1 号の規定に基づく知事が指定する広告物を次のように指定し、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。

国が表示する広告物及び地方公共団体が当該地方公共団体の区域内に表示する広告物